

報告書等の広告媒体への利用届出書

株式会社 消費科学研究所 宛

送信先： 消費科学研究所 営業推進

email： dmcspsx@dnt.daimaru.co.jp

報告書等を広告媒体に利用される場合、当社業務委託に関する約款第6条7項にもとづいて本届出書をメールで提出してください。
表の太枠内に必要事項を記入し、下の同意事項を確認のうえ、プルダウンで「同意する」を選択して提出してください

				[届出日]	
[届出者]	会社名				
	部署名		氏名		
[連絡先]	住所				
	電話番号		E-mail		
[利用する報告書等]	報告書No.		発行日		
	(メモ欄)				
備考					

[広告媒体の詳細]

広告の商品または 企画内容（※）		※可能な範囲で記載ください 報告書の商品と同一品でない場合、利用を認め ない場合があります。
広告媒体名 (WEBの場合、urlなど)		
利用の時期または期間	～	
消費科学研究所の社名掲載の有無	有り ☐	無し ☐ ※いずれかに✓してください。

※広告媒体案（原稿）をデータで提出してください

■同意事項■

ご依頼時に同意いただきました「業務委託に関する約款」と合わせて、ご確認ください。

下記「同意する」の欄にチェックしていただいた届出書を当社が受領した時点で、下記事項に同意したものとします。

同意する ☐

1. 広告に利用する報告書等は発行日から5年以内であること
2. 広告媒体案を事前に提出すること（当社の社名掲載の有無にかかわらず）
3. 広告媒体に当社との業務委託に係る報告書等を掲載する場合は、当社の判断に従うこと
(当社の判断により利用を認めない場合を含む)
4. 広告利用に係る費用は届出者が負担すること
5. 届出の内容に変更が生じた場合は、必ず当社に申し出ること
6. 広告利用に起因したクレームその他の紛争（転載内容に関するものも含む）に関し、当社は一切責任を負いません。
万一、当社が当該転載により損害を被った場合は、届出者がその全額を賠償すること
7. 報告書等のデータ等は当該報告書の試験品に対する結果であり、広告掲載期間全体にわたって、また、同一ないし類似商品のすべてに対して保証するものではないこと
8. 広告媒体用の報告書等を再作成する必要がある場合、または加工して発行する場合、その費用を申請者が負担すること
9. 届出者以外が報告書を利用して広告を作成する場合、届出者が広告作成者に、「業務委託に関する約款」の内容および合意事項に同意させること

消費科学研究所記入欄		広告原稿確認	(確認日)	
------------	--	--------	-------	--

媒体案について報告書の利用部のみ確認をいたします。